

刈払機取扱作業安全衛生教育のご案内

刈払機は、林業だけでなく、道路や宅地、公園、河川等の管理、農作業など、あらゆる分野で広く使われています。刈払作業は、立った姿勢で歩行しながら両手を使って行う作業であり、刈払機使用中の転倒、刈刃の跳ね返り、刈刃に飛ばされた物との激突など多くの災害が発生するとともに、さらには刈刃による切創から死亡災害に至ることもあります。

このようなことから、刈払機を使用する作業の安全を確保し、かつ、刈払機取扱作業者に対する振動障害を防止するため、当該作業に従事する者に対し、必要な知識等を付与することを目的とし、特別教育に準じた教育として安全衛生教育を推進することとされています。

原村商工会建設業部会では、富士見町商工会建設部会と共同で今回従業員等の安全衛生教育徹底のためにこの機会を設けました。是非従業員等に受講を進めてください。

募 集 要 項

日程等 令和6年7月6日（土）

講習会場 富士見町商工会館

（初日受付午前7時45分～ 開講式午前7時55分～ 講習開始午前8時）

カリキュラム

日程	時間	内容	講習科目	会場	定員
7月6日（土）	午前8時～ 午後2時45分 (5時間 + 学科テスト)	学科	・刈払機に関する知識 ・刈払機を使用する作業に関する知識 ・刈払機の点検及び整備に関する知識 ・振動障害及びその予防に関する知識 ・関係法令	富士見町商工会館	15名
7月6日（土）	午後2時50分～ 午後3時50分 (1時間)	実技	・刈払機の作業等	富士見町商工会館駐車場	

受講料 (金額は全て消費税込み)

受講料	教材費	計
6,600 円	3,300 円	9,900 円

※原村商工会員以外の方は、事務手数料として別途 3,300 円（税込み）を徴収させていただきます。

申込み

- ① 別添の申込書にご記入の上、原村商工会まで提出ください。
- ② 顔写真 1 枚を添付してください。(縦 3cm×横 2.5cm)
- ③ 原村商工会員以外の方は、申込み時に事務手数料 3,300 円をお支払いください。

対象者

原村商工会員及び会員事業所に従事する従業員等
(原村商工会員以外の者も申し込みができますが、その場合事務手数料として 3,300 円徴収させていただきます)

切 令和 6 年 6 月 2 4 日 (月)

受講料納入方法

- ① 後日、中部労働技能教習センターより入校通知書・請求書が郵送されますので、受講日前までにお振込みください。(振込手数料は受講者側で負担ください。)
- ② 申込みの取り消しは 5 日前までをお願いいたします。

その他

- ① 携帯品 学科 筆記用具
実技 実技のできる服装(作業着) 安全な靴(安全靴・丈夫な運動靴)
軍手 雨具 ヘルメット(貸出用あり) 長めの靴下(ズボンの裾を入れるため) 印鑑(修了証交付時に使用)
- ② テキストは当日渡します。
- ③ 受講者が 8 名に達しない場合は中止といたします。
- ④ 受講申込書は原村商工会ウェブサイトからもダウンロードできます。

問い合わせ 原村商工会 田島 TEL0266-79-4738 / fax 0266-79-5718
e-mail: harasyo@po9.lcv.ne.jp



主催 原村商工会建設業部会

富士見町商工会建設部会

共催 一般社団法人中部労働技能教習センター

後援 経営支援センター諏訪エリア(原村商工会・富士見町商工会)